

## この事例で行われた行為について

- ・外傷が生じるような暴力行為が行われていた
- ・利用者が不穏になる、逃げ惑うなどの精神的な被害も認められた



- 「身体的虐待」及び「心理的虐待」に該当すると考えられる

## 防止のためのポイント

### ●問題の全体像を捉える

#### ◆特定の職員だけの問題として捉えない

- ・虐待を行った職員への対応だけでは解決しない
- ・組織全体としての課題の大きさを認識する

#### ◆組織体制の不備を認識する

- ・問題を放置する組織が虐待発生を助長した

#### ◆責任者の姿勢を考える

- ・現場の様子を把握せず、具体的な対策を行わず、問題を見過ごす（隠す）姿勢が被害を広げる

### ●施設・事業所やその従事者の責務を確認する

#### ◆施設・事業所の責務

- ・従事者への研修の実施
- ・苦情処理体制の整備
- ・その他の虐待防止に必要な措置の実施

#### ◆通報の義務と不利益扱いの禁止

- ・虐待を受けたと思われる高齢者を従事者が発見した場合は、緊急性に関わらず市町村への通報義務が生じる（守秘義務によって妨げられない）
- ・通報した従事者に不利益な扱い（解雇・降格・給与上の差別など）をしてはならない

### ●市町村・都道府県による対応の流れを理解する

#### ◆市町村に通報等があった後の対応を知る

市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の安全確認・緊急性の判断</li> <li>・通報等の内容の事実確認・訪問調査</li> <li>・ケース会議の開催</li> <li>・介護保険法上の権限行使（市町村に権限がある場合）</li> <li>・都道府県への報告</li> </ul>
都 道 府 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の安全確認・事実確認（市町村と連携）</li> <li>・老人福祉法・介護保険法による権限の適切な行使</li> <li>・虐待の状況等の公表（毎年度）</li> </ul>

### ●行政による指導監督の姿勢を理解する

#### ◆指導監督体制の改正とその趣旨を理解する

- ・2007（平成19）年より指導監督のあり方が改正
- ・「高齢者の尊厳の保持」を具体化するための、ケアの質の確保・向上に資することが目的
- ・高齢者虐待防止・身体拘束廃止のための取り組みを重視
- ・施設・事業所の糾弾ではなく、施設・事業所と行政が一体となって課題解決に取り組む作業

## この事例で行われた行為について

・「例外 3 原則」(切迫性・非代替性・一時性) に該当せず、必要な手続きを満たさない身体拘束



- 「緊急やむを得ない」 身体拘束とは言えない
- 「緊急やむを得ない」 場合以外の身体拘束は、原則すべて「高齢者虐待」に該当する

## 防止のためのポイント

### ● 身体拘束に関する規定や考え方を理解する

#### ◆ 身体拘束の弊害

- ・ 身体的弊害・精神的弊害・社会的弊害

#### ◆ 身体拘束の原則禁止

- ・ 「緊急やむを得ない」 場合を除いて原則禁止
- ・ 「やむを得ない」 = 例外 3 原則をすべて満たし、必要な手続きを慎重に行い、記録に残した場合のみ

#### ◆ 高齢者虐待との関係

- ・ 「緊急やむを得ない」 場合以外は高齢者虐待に該当

### ● 身体拘束をめぐる誤解を解く

#### ◆ 事故は必ずしも増えず、取り組みは着実に効果をもたらす

- ・ 身体拘束の廃止に取り組んだことで、極端に事故が増えることは少ない
- ・ 平均的な人員配置でも「身体拘束ゼロ」を達成している施設・事業所は多く存在する
- ・ 家族の意向に対して、説明を丁寧に継続している施設ほど身体拘束は少ない
- ・ 取り組みを継続することで着実に効果がある

### ● 身体拘束に対する施設・事業所のあり方を考える

#### ◆ 身体拘束・高齢者虐待に対する認識不足

- ・ 「やむを得ない」「しょうがない」という認識不足からの安易な身体拘束が、虐待につながりうる

#### ◆ 責任者の姿勢

- ・ 管理者・責任者の認識不足が虐待や不適切なケアを助長する
- ・ 「身体拘束を一切行わない」方針を明確にし、組織としての責任をもつことが有効

### ● サービス評価や実地指導の観点を理解する

#### ◆ サービス評価・第三者評価の観点

- ・ 「身体拘束廃止」「高齢者虐待防止」のための取り組みを重視

#### ◆ 実地指導の観点

- ・ 虐待防止・身体拘束廃止への取り組み
- ・ 虐待・身体拘束についての認識とサービスの実施状況
- ・ 虐待防止・身体拘束禁止に関する制度の理解
- ・ 個別ケアプランを含む「一連のプロセス」